

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例		
条 例 番 号	昭和 47 年神奈川県条例第 12 号	法 規 集	第 15 編第 6 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	警察本部交通部駐車対策課		
条 例 の 概 要	警察署長が行う自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下「保管場所法」という。)に関する事務に係る手数料の徴収について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  (現在でも必要な条例か。)	本条例に規定する保管場所法に関する事務は、自動車保管場所証明書の交付申請者など特定の者のために行うものであり、地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、その事務に係る手数料の徴収に関する事項を定めている必須の条例である。	
	有効性  (現行の内容で課題が解決できるか。)	手数料の種別ごとに手数料の額を明確に規定する等しており、本条例により、保管場所法に関する事務に係る手数料の徴収が的確に行われており、有効に機能している。 なお、手数料の額は、それぞれの事務に要する人件費を考慮して算定しており、適正なものとなっている。	手数料収入額 ・平成 16 年度 17 億 1,308 万 4,700 円 ・平成 17 年度 16 億 9,724 万 0,900 円 ・平成 18 年度 15 億 7,704 万 4,200 円 ・平成 19 年度 15 億 1,097 万 2,500 円 ・平成 20 年度 13 億 4,488 万 2,200 円
	効率性  (現行の内容で効率的といえるか。)	この条例に規定する手数料の徴収手続は、納付時期について、自動車保管場所証明書等の交付若しくは再交付又は自動車保管場所証明通知を申請する際とし、納付の手数料を不還付とする等、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性  (県政の基本的な方針に適合しているか。)	安全で円滑な交通環境の確立を図るものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川県力構想」に適合している。	
	適法性  (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)